



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…二
 - 水防法による洪水浸水想定区域の指定……………（建設局河川部指導調整課）…三
- 公 告
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三
 - 都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）…四

告示

●東京都告示第七百五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

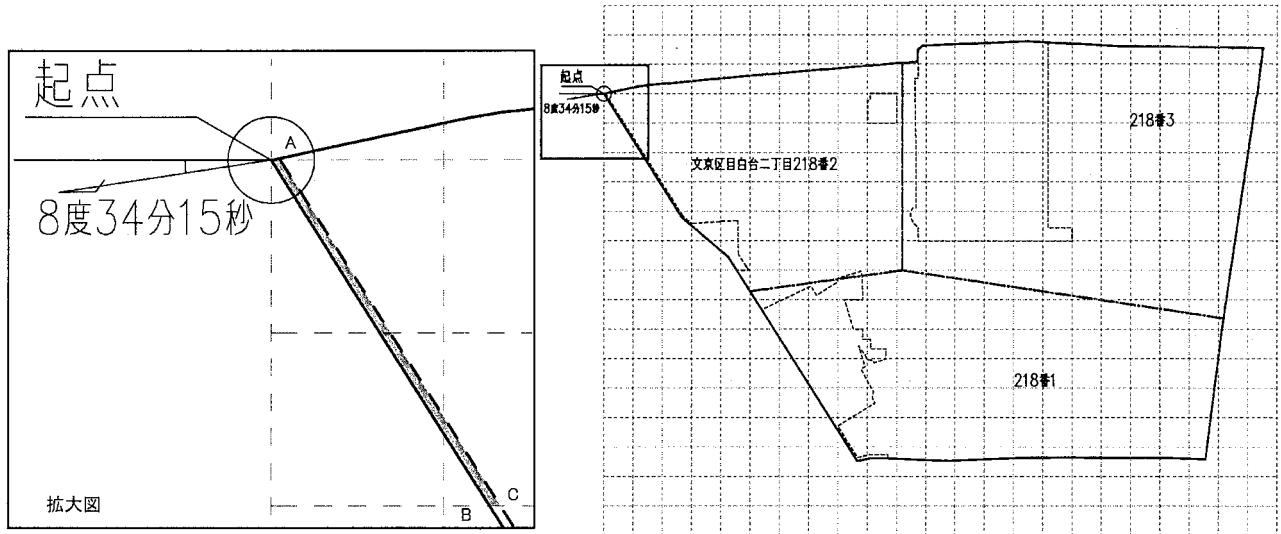
令和二年五月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区目白台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



〈起点〉

起点は、文京区目白台二丁目218番2の最北端とする。

〈格子の回転角度：8度34分15秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

〈地点の位置〉

A地点は起点より南方向(起点を中心として右回りに176度32分6秒)に0.47m、B地点は起点より南西方向(起点を中心として右回りに246度15分4秒)に23.72m、C地点はB地点より南方向(B地点を中心として右回りに188度34分15秒)に0.63mの位置とする。

【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- - - 調査対象地
- - - 単位区画
- 形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

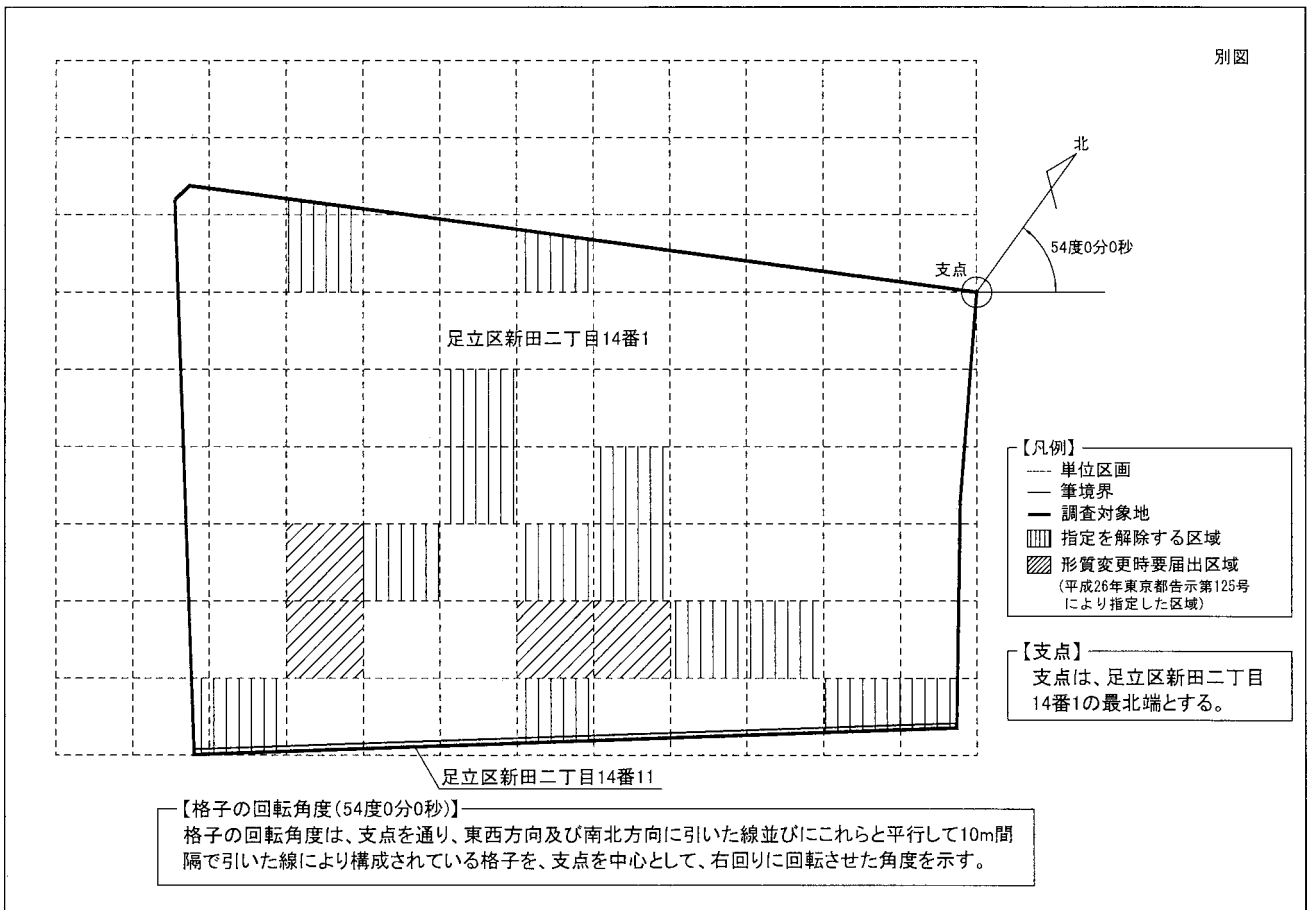
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区新田二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百六十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、一級河川荒川水系芝川及び新芝川の洪水浸水想定区域を指定し、当該洪水浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条及び第三条第一項の規定により告示する。

なお、当該洪水浸水想定区域、当該水深及び当該継続時間を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、第五建設事務所、第六建設事務所、足立区都市建設部企画調整課及び葛飾区地域振興部危機管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター

一協会

二 代表者の氏名

妻鹿 ふみ子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区神楽坂二丁目十三番地 末よしビル別館

三〇D

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

東京都

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

事業認可の告示 所管事務所

東京都市計画道路事業補助線街路第九十六号線

中央区日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目及び八重洲一丁目地内

令和二年 建設局
四月三十 道路建設部
日関東地 設部
方整備局
告示第百九十一号

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

